



あけまして

おめでとうございます



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

本年も県道坂小屋浦線の早期整備に職員一丸となって推進してまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。

公共事業に係る補償

公共事業に係る補償において、主となる土地と建物の補償についての概要をご紹介します。



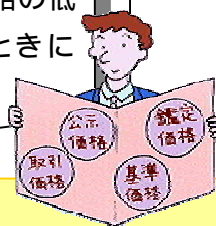
土地の補償額

用地測量で買収面積を確定し、近隣取引事例価格、公示価格、基準地価格、不動産鑑定評価額などを基に算定されます。

なお、残地が生じ、元地と比べて価格の低下、利用価値の減少等が認められるときには、残地に対する補償もされます。

建物の補償額

建物の配置、構造、用途、残地の状況などにより、通常妥当と思われる移転方法が決定され、移転に要する費用が補償されます。



移転方法の種類

- 再築工法・・・従前の建物と同種同等の建物を建築する方法
- 曳家（ひきや）工法・・・敷地と建物等の関係、建物の構造及び用途、建物の部材の希少性の程度等を勘案して、合理的と認められる場合に採用する方法
- 改造工法・・・建物の一部を切り取り、敷地内で残存部分を一部増・改築して従前の機能を維持する方法
- 除却工法・・・建物の一部分が、当該建物に比較してわずかであり、かつ重要部分でなく、除却しても従前の機能にほとんど影響を与えないと認められるときに採用する方法

今後も、公共事業に係る補償や税務について、県道だよりを通してご紹介させていただきます。

土地や建物の補償については、様々なケースが考えられますので、気軽にご相談ください。

県道坂小屋浦線を骨格とした魅力あるまちづくり



平成20年11月4日に「平成20年度第1回坂地区まちづくり協議会」を開催しました。

～坂地区まちづくり協議会の経緯～

- ・平成17年6月3日 平成17年度第1回
地区の現状と課題の把握
住民アンケート調査を実施
- ・平成17年10月24日 平成17年度第2回
まちの問題点、課題を整理
住民アンケートの調査結果を整理
- ・平成18年2月21日 平成17年度第3回
「坂地区まちづくり方針」を策定
- ・平成18年2月22日 「坂地区まちづくり方針」提案書を町長に提出
- ・平成20年11月4日 平成20年度第1回
「坂地区まちづくり方針」に基づき行っている
まちづくり交付金事業についての中間報告



町長挨拶（要旨）

坂地区まちづくり協議会は、県道坂小屋浦線の整備による渋滞の緩和、通行上の安全・安心の確保、防災機能の向上、福祉施策の充実、定住人口の確保等の効果を地域全体に波及させるため、「県道を骨格としたまちづくり」を行政と地域が協働して進める必要があることから、平成17年度に設立し、坂地区の「安全・安心な生活環境の創造」を将来像に、「坂地区まちづくり方針」としてとりまとめていただき、町にその方針を提案していただきました。平成18年度から、その実現に向けて、魅力あるまちづくりに取り組むため、国から「まちづくり交付金事業」の支援を受け、町民グラウンド横の道路整備などを実施しております。

本日は、これまでの事業の進捗状況と今後の事業計画を説明させていただきます。

引き続き、魅力あるまちづくり実現に向け取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。



会議において、委員の皆様から県道についての意見や質疑、現在の道路の問題点や今後のまちづくりの方向性等、様々な意見をいただきました。

これらを参考にしながら、引き続き県道を骨格としたまちづくりに取り組んでまいります。

住民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。